

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利権に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県宇佐市長

公表日

令和7年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務	
②事務の概要	宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年条例第24号)及び宇佐市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成24年規則第36号)に基づき、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務を行う。 上記条例及び規則並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①医療費助成の資格確認、認定、通知 ②対象家庭等への医療証の交付 ③更新審査及び認定、通知 ④転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認	
③システムの名称	1. Acrocity医療費助成(ひとり親医療) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
ひとり親家庭等医療費助成情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第2項に基づき市が定める条例	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉保健部 子育て支援課	
②所属長の役職名	子育て支援課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市総務部総務課 TEL0978-27-8103	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	福祉保健部子育て支援課 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8143 mail:jidou04@city.usa.lg.jp	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。本人からマイナンバーの提供をうけることを徹底し、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報に関して人手が介在する局面ごとに複数人で確認するなどの措置を講じ、人為的なミスが発生するリスクへの対応を講じている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

「 十分に行っている 」

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

「8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の手入が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。本人からマイナンバーの提供を受けることを徹底し、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報に関して人手が介在する局面ごとに複数人で確認するなどの措置を講じ、人為的なミスが発生するリスクへの対応を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号の規定による特定個人情報保護委員会規則	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0978-32-1111	0978-27-8101	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	0978-32-1111	0978-27-8143	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	soumu04@city.usa.oita.jp	soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	jidou05@city.usa.oita.jp	jidou04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課行政係 Tel 0978-27-8101 mail : soumu04@city.usa.lg.jp	〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市総務部総務課 TEL0978-27-8103	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年12月1日時点		
令和6年12月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年12月1日時点		
令和6年12月24日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である		
令和6年12月24日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		十分である 特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。本人からマイナンバーの提供を受けることを徹底し、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報に関して人手が介在する局面ごとに複数人で確認するなどの措置を講じ、人為的なミスが発生するリスクへの対応を講じている		様式変更に伴う記載追加
令和6年12月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		様式変更に伴う記載追加
令和6年12月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		十分である 特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。本人からマイナンバーの提供を受けることを徹底し、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報に関して人手が介在する局面ごとに複数人で確認するなどの措置を講じ、人為的なミスが発生するリスクへの対応を講じている		様式変更に伴う記載追加
令和6年12月24日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]外部監査		